



埼玉県報

号外第14号
令和4年(2022年)
3月31日
木曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし (税務課)

条例

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政・デジタル改革課)
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (行政・デジタル改革課)
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (行政・デジタル改革課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (任用審査課)
- 埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (任用審査課)

訓令

- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令 (文書課)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

ア 導管事業を除くガス供給業の課税方式について、特定ガス供給業にあっては従来の収入割に付加価値割及び資本割を加え、それ以外のガス事業者にあつては一般の事業と同様の課税方式に改める。

イ 資本金一億円超の法人の一部に対し所得区分に応じて適用されている所得割の軽減税率を廃止する。

(二) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

(三) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

令和四年四月一日

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)」以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「(第四号、第三十一条の三第二項及び第三十一条の四第二項において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第三十一条の三第二項及び第三十一条の四第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十一条第三項中「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第六項」に改める。

第三十一条の二第二項の表第三十一条の四第四項の項中「第三十一条の四第四項」を「第三十一条の四第五項」に改め、同表第三十一条の四第四項第一号及び第三十一条の六第一項の項及び第三十一条の四第四項第三号の項を次のように改める。

第三十一条の四第五項 第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人(第三十一条第一項第一号イ に掲げる法人で受託法人
-------------------	-----------	---------------------------------------

第三十一条の六第一項	掲げる法人	であるものを含む。）
	掲げる法人で固有法人であるもの	

第三十一条の三第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。次条第一項において同じ。）」を加える。

第三十一条の四第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「（第三十一条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第三十一条の六第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

第三十二条の二の二中「第七十三条の十四第十一項から第十三項まで」を「第七十三条の十四第十二項から第十四項まで」に改める。

附則第八条中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第十一条の二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

（埼玉県税条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第五号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例の一部改正）

第二条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（令和二年埼玉県条例第三十四号）

附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第

五号に掲げる規定による改正前の埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「（第四号、第三十一条の三第二項及び第三十一条の四第二項において「導管ガス供給業」という。）」「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「」及び「を」）、」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（第三十一条の四第二項及び第三項において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第三十一条の三第二項及び第三十一条の四第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十一条第三項中「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第六項」に改める。

第三十一条の二第二項の表第三十一条の四第四項の項中「第三十一条の四第四項」を「第三十一条の四第五項」に改め、同表第三十一条の四第四項第一号及び第三十一条の六第一項の項及び第三十一条の四第四項第三号の項を次のように改める。

第三十一条の四第五項 第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第三十一条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第三十一条の六第一項	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの

第三十一条の三第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。次条第一項において同じ。）」を加える。

第三十一条の四第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十一条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 第三十一条の六第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

附則第八条中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
(法人の事業税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例の規定中法人の事業税に関する部分
は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に
係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事
業税については、なお従前の例による。
- 3 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の埼玉県税条例等の
一部を改正する条例(令和二年埼玉県条例第三十四号)附則第六項の規定により
なおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第五号に掲げる規定による
改正前の埼玉県税条例(次項において「新令和二年改正前埼玉県税条例」という。)
の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、
施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例によ
る。

4 新令和二年改正前埼玉県税条例第三十一条第一項第三号並びに第三十一条の四第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

七 埼玉県男女共同参画推進条例の施行に関すること。

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。

九 売春防止法の施行に関すること。

十 社会福祉法の施行（主として婦人保護施設を運営する法人の認可等に係るものに限る。）に関すること。

十一 婦人相談センター及び男女共同参画推進センターとの連絡調整に関すること。

十二 前各号のほか、人権に係る施策の推進並びに女性の地位向上及び男女平等の推進に関すること。

第七条の二スポーツ振興課の項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 障害者基本法の施行（障害者スポーツに係るものに限る。）に関すること。
第七条の二オリピック・パラリンピック課の項及び男女共同参画課の項を削る。

第八条社会福祉課の項第七号中「、そうか光生園障害者歯科診療所及び障害者交流センター」を「及びそうか光生園障害者歯科診療所」に改め、同条障害者福祉推進課の項第一号中「施行」の下に「（スポーツ振興課において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十二号中「及び伊豆潮風館」を「、伊豆潮風館及び障害者交流センター」に改め、同条障害者支援課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（医療的ケア児支援センターの指定等に関することに限る。）に関すること。

第九条生活衛生課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 愛玩動物看護師法の施行に関すること。
第九条食品安全課の項第十一号中「食品安全局長」を「食品衛生安全局長」に改める。

第十条人材活躍支援課の項第六号及び第七号を削り、同条多様な働き方推進課の項第七号及び第八号中「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方の推進に係るものに限る。）」を「多様な働き方の推進」に改める。

第十一条森づくり課の項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 第七十五回全国植樹祭の開催に関すること。

第十二条河川砂防課の項第一号中「及び維持管理（排水機場及び水門に係るもの

に限る。）」を削り、同条河川環境課の項第一号中「（河川砂防課において所掌するものを除く。）」を削る。

第十三条都市計画課の項第十一号から第十四号までを次のように改める。

十一 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

十二 景観法の施行（農業政策課において所掌するものを除く。）及び埼玉県景観条例の施行に関すること。

十三 屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の施行に関すること。

十四 さいたま市都市整備公社に関すること。

第十三条都市計画課の項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建築安全センターとの連絡調整（都市計画法に基づく開発行為等の規制に関することに限る。）に関すること。

第十三条市街地整備課の項第四号中「施行」の下に「（住宅課において所掌するものを除く。）」を加え、同条田園都市づくり課の項を削り、同条建築安全課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行（容積率の特例に関することに限る。）に関すること。

第十三条住宅課の項第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関すること。

第六十七条第二項第十号及び第三項第十号中「すべり防止工事」を「地すべり防止工事」に改める。

第二百二十五条第一号中「及び綾瀬川流域」を「綾瀬川流域及び入間川流域」に改める。

第三百三十一条の十五第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第百八十七条の表中

埼玉県同和対策協議会

知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を調査審議する。

人権推進課

を

埼玉県同和対策協

知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を

課

<p>埼玉県都市計画審議会</p>	<p>都市計画法の規定によりその権限に属する都市計画区域及び準都市計画区域の指定、変更及び廃止並びに都市計画の決定及び変更についての調査審議、知事が諮問する都市計画に関する事項についての調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議並びに建築基準法及び土地区画整理法の規定によりその権限に属する事項に関する事務</p>	<p>埼玉県開発審査会</p>	<p>都市計画法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属する事項に関する事務</p>
<p>都市計画課</p>		<p>都</p>	

を

<p>埼玉県スポーツ推進審議会</p>	<p>スポーツ基本法の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。</p>
<p>スポーツ振興課</p>	

に、

<p>埼玉県スポーツ推進審議会</p>	<p>スポーツ基本法の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。</p>	<p>埼玉県男女共同参画審議会</p>	<p>知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、並びに男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び意見を述べる。</p>
<p>スポーツ振興課</p>		<p>男女共同参画課</p>	

を

<p>埼玉県男女共同参画審議会</p>	<p>知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、並びに男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び意見を述べる。</p>	<p>議会議会</p>	<p>調査審議する。</p>
<p>人権・男女共同参画</p>		<p>議</p>	

に、

埼玉県景観審議会	知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
	田園都市づくり課

埼玉県都市計画審議会	都市計画法の規定によりその権限に属する都市計画区域及び準都市計画区域の指定、変更及び廃止並びに都市計画の決定及び変更についての調査審議、知事が諮問する都市計画に関する事項についての調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議並びに建築基準法及び土地区画整理法の規定によりその権限に属する事項に関する事務
埼玉県開発審査会	都市計画法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属する事項に関する事務
埼玉県景観審議会	知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
	都 市 計 画 課

改める。

第百八十八条第一項の表企画財政部の項中「及び議会等」を「、議会及び行政管
理等」に、「行政経営」を「行政改革」に改め、県民生活部の項を次のように改め
る。

県民生活部	県民スポーツ文化局長	上司の命を受け、県民生活の向上、スポーツ及び文化に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に特 の事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監 督する。
	県民共生局長	上司の命を受け、共生社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理

に

するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第一項の表保健医療部農林部の項を次のように改める。

保健医療部 農林部	食品衛生安全 局長	上司の命を受け、農畜産物生産及び食品の安全性、適正流通の確保並びに食品衛生及び生活衛生等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
--------------	--------------	---

第百八十八条第一項の表保健医療部農林部の項の次に次のように加える。

保健医療部	健康政策局長	<p>上司の命を受け、健康の増進、疾病対策及び薬務行政の推進に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>
	医療政策局長	<p>上司の命を受け、医療及び感染症対策の推進に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>

第百八十八条第三項の表総務部の項の次に次のように加える。

環境部	地域エネルギー ―企画幹	<p>上司の命を受け、地域エネルギーに関する事務その他特に指定された事項を処理するとともに、これらの事務について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>
保健医療部	医療政策幹	<p>上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>

	ワクチン対策 幹	上司の命を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種促進及び接種体制の整備に係る事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
--	-------------	--

第百八十八条第三項の表産業労働部の項の次に次のように加える。

都市整備部	産業基盤対策 幹	上司の命を受け、特定の地域の産業基盤づくりに関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
-------	-------------	---

第百八十八条第三項の表県民広聴課の項の次に次のように加える。

人権・男女 共同参画課	共生推進幹	上司の命を受け、共生社会づくりの推進に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
----------------	-------	--

第百八十八条第三項の表感染症対策課の項中「関する事務」の下に「その他特に指定された事項」を加え、「、所属の職員を指揮監督する」を「職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する」に改める。

第百八十八条第三項の表畜産安全課の項の次に次のように加える。

森づくり課	全国植樹祭推 進幹	上司の命を受け、全国植樹祭に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
-------	--------------	---

第百八十八条第四項中「副報道長にあつては報道長に限り、企画幹にあつては、知事室長、報道長及び統括参事を除き、室長付及び副室長にあつては、報道長及び統括参事を除く」を「企画幹にあつては、参事、副部长、雇用労働局長及び行政監察幹に限り、副報道長にあつては報道長に限り、室長付及び副室長にあつては、知

事室長、参事、副部长、雇用労働局長及び行政監察幹に限る」に改め、同項第二号中「参事」を「統括参事」に改め、同項第三号中「副部长」を「参事」に改め、同項第五号中「雇用労働局長」を「副部长」に改め、同項第六号中「統括参事」を「雇用労働局長」に改め、同項に次の五号を加える。

八 医療政策幹

九 ワクチン対策幹

十 次世代産業幹

十一 経済対策幹

十二 産業基盤対策幹

第九十二条第三項の表児童相談所、保健所、埼玉県発達障害総合支援センター及び埼玉県衛生研究所の項中「、埼玉県発達障害総合支援センター」を削る。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条生活衛生課の項の改正規定は、令和四年五月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、県民生活部人権推進課及び男女共同参画課に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、県民生活部人権・男女共同参画課に勤務を命ぜられたものとする。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「契約局長」の下に「、県民スポーツ文化局長」を加え、「、スポーツ局長」を削り、「食品安全局長」を「健康政策局長、医療政策局長、食品安全局長」に改める。

第八条中「、広報戦略幹」及び「、デジタル政策幹」を削り、「行政監察幹」の下に「、医療政策幹、ワクチン対策幹」を加え、「及び経済対策幹」を「、経済対策幹及び産業基盤対策幹」に改める。

第九条第一項中「副室長」の下に「、広報戦略幹」を、「副報道長」の下に「、デジタル政策幹」を、「主席県民相談員」の下に「、共生推進幹」を、「危機対策幹」の下に「、地域エネルギー企画幹」を、「家畜衛生幹」の下に「、全国植樹祭推進幹」を加え、「課長が」を「課長（企画幹及び地域エネルギー企画幹にあつては部長、副室長にあつては知事室長。次項において同じ。）が」に改める。

第十二条第三項第一号中「契約局長」の下に「、県民スポーツ文化局長」を加え、「、スポーツ局長」を削り、「食品安全局長」を「健康政策局長、医療政策局長、食品安全安全局長」に改める。

別表第一都市整備部田園都市づくり課長の項受任者の欄中「都市整備部田園都市づくり課長」を「都市整備部都市計画課長」に改める。

別表第二第十二号知事決裁事項の欄中16を17とし、5から15までを6から16までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二百三十一条の二の七第一項の規定に基づき、指定納付受託者の指定を取り消すこと。

別表第二第十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の三第一項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同表第十四号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中14を15とし、5から13までを6から14までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二十八条第一項の規定に基づき、業務の実績に関する評価をすること。

別表第二第十七号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄を次のように改める。

<p>1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に規定する者のうち、調査員、嘱託員及びこれらに類する者並びに同法第二十二條の二第一項各号に規定する者を任免し、並びに勤務条件を決定すること。</p> <p>2 地方公務員法第二十八條第二項第一号及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二條の規定に基づき、職員（同法第二十二條の二第一項各号に規定する者に限る。）をその意に反して休職すること。</p>

別表第二第二十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中「第七十七條」を「第六十五條」に、「第五十九條」を「第二百二十七條」に、「第四十四條第一項」を「第四十七條第一項」に改める。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「副部长」の下に「環境未来局長」を加える。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項に次の一号を加える。

<p>九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法第七條第一項の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針を定めること。</p>	<p>1 法第七條第四項の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針の策定について主務大臣に協議すること。</p> <p>2 法第八條第七項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画の策定について協議を受けること。</p> <p>3 法第九條第一項の規定に基づき、過疎地域持続的発展都道府県計画を定めること。</p>
---	--	---

別表第四総務部の表人事課の項第一号事務の種類の中「（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）」を削り、同号部長専決事項の欄7中「職員」の下に「（地公法第二十二條の二第一項各号に規定する者を除く。）」を加える。

別表第四県民生活部の表共助社会づくり課の項の次に次のように加える。

<p>課一 埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号。以下この項</p>	<p>条例第十二條第一項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計</p>	<p>1 条例第十二條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画を策定するに当たり、県民の意見を聴くこと。</p>
--	--	--

<p>において「条例」 という。）の施 行に関する事務</p>	<p>いて「基本計画」と いう。）を策定する こと。</p>	<p>2 条例第十二条第四項（同条第 五項において準用する場合を含 む。）の規定に基づき、基本計 画を公表すること。</p> <p>3 条例第十四条の規定に基づき、 男女共同参画の推進状況及び男 女共同参画の推進に関する施策 の実施状況を明らかにする報告 書を公表すること。</p>
<p>二 社会福祉法（昭 和二十六年法律 第四十五号。以 下この項におい て「法」という。） の施行に関する 事務</p>	<p>法第五十六条第八 項の規定に基づき、 社会福祉法人に対し、 解散を命ずること。</p>	<p>1 法第三十二条の規定に基づき、 社会福祉法人の定款の認可を決 定すること。</p> <p>2 法第四十五条の三十六第三項 において準用する法第三十二条 の規定に基づき、社会福祉法人 の定款の変更の認可を決定する こと。</p> <p>3 法第四十六条第二項の規定に 基づき、社会福祉法人の解散の 認可又は認定をすること。</p> <p>4 法第四十七条の四第三項及び 第四項の規定に基づき、社会福 祉法人の解散及び清算に関し、 裁判所に意見を述べ、又は調査 すること。</p> <p>5 法第五十条第四項において準 用する法第三十二条の規定に基 づき、社会福祉法人の吸収合併 の認可を決定すること。</p> <p>6 法第五十四条の六第三項にお いて準用する法第三十二条の規 定に基づき、社会福祉法人の新 設合併の認可を決定すること。</p> <p>7 法第五十六条第四項の規定に</p>

-
-
-
- 8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。
 - 9 法第五十六条第六項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。
 - 10 法第五十六条第七項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の停止を命じ、又は役員了解職を勧告すること。
 - 11 法第五十七条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、事業の停止を命ずること。
 - 12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。
 - 13 法第五十八条第二項第二号又は第三号の規定に基づき、社会福祉法人に対し、予算の変更又は役員了解職すべき旨を勧告すること。
 - 14 法第六十二条第二項の規定に基づき、社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の経営を許可すること。
 - 15 法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、その停止を命じ、又はその許可若しくは

は認可を取り消すこと。

別表第四県民生活部の表男女共同参画課の項を削り、同表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄2、4及び6中「同条第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加え、同欄8中「第三項」を「第四項」に改め、同欄10、12及び14中「同条第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加え、同項に次の一号を加える。

十一 埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例（令和三年埼玉県条例第十二号）の施行に関する事務		埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例第七条の規定に基づき、管理者に対し、同条例第六条に規定する周知に関し必要な報告をすること。
--	--	--

別表第四危機管理防災部の表災害対策課の項第一号知事決裁事項の欄中19を22とし、5から18までを8から21までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第六十一条の五第二項の規定に基づき、要避難者の受入れについて、他の都道府県知事に協議すること。

6 法第六十一条の五第四項の規定に基づき、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議すること。

7 法第六十一条の八第二項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示すること。

別表第四危機管理防災部の表災害対策課の項第一号部長専決事項の欄14中「勧告又は指示等」を「指示等」に改め、同欄中33を43とし、15から32までを25から42までとし、同欄14の次に次のように加える。

15 法第六十一条の五第三項の規定に基づき、他の都道府県知事に協議する旨を内閣総理大臣に報告すること。

16 法第六十一条の五第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による報告の内容を協議元都道府県知事に通知すること。

17 法第六十一条の五第九項の規定に基づき、同条第八項の規定による通知の内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

18 法第六十一条の五第十二項の規定に基づき、同条第十一項の規定による報告を受けた旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

19 法第六十一条の五第十三項の規定に基づき、同条第十二項の規定による通知

を受けた旨を都道府県外協議先市町村長に通知すること。

20 法第六十一条の六第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による報告の内容を内閣総理大臣に報告すること。

21 法第六十一条の六第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による報告の内容を内閣総理大臣に報告すること。

22 法第六十一条の六第十一項の規定に基づき、同条第九項の規定による報告の内容を内閣総理大臣に報告すること。

23 法第六十一条の七第一項の規定に基づき、市町村長に助言をすること。

24 法第六十一条の七第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に助言を求めること。

別表第四危機管理防災部の表災害対策課の項第二号知事決裁事項の欄1中「第二条」を「第二条第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第二条の二第三項」を「第二条の二第四項」に改める。

別表第四環境部の表温暖化対策課の項第一号部長専決事項の欄2中「第二十一条第八項（同条第九項）」を「第二十一条第十三項（同条第十四項）」に改め、同欄3中「第二十一条第十項」を「第二十一条第十五項」に改め、同表水環境課の項第二号知事決裁事項の欄中2を削り、3を2とし、4を削り、5を3とし、6を4とし、同号部長専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、同欄1中「聴く」の下に「とともに、環境大臣に協議する」を加え、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第四条の二第四項の規定に基づき、総量削減基本方針の策定又は変更について、環境大臣に意見を述べること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項に次の一号を加える。

四 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十号）の施行に関する事務		医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第十八条の規定に基づき、医療的ケア児支援センターの指定を取り消すこと。
---	--	---

別表第四保健医療部の表機関名の項中「養育施設」を「養育施設」に改め、同表生活衛生課の項中第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 愛玩動物看護師養成所指定規		愛玩動物看護師養成所指定規則第七條（同規則附則第四條第一項及び
-----------------	--	---------------------------------

<p>則（令和三年農林水産省・環境省令第七号）の施行に関する事務</p>		<p>第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。</p>
--------------------------------------	--	---

別表第四保健医療部の表に次のように加える。

<p>幹 医療法施行令（昭和二十三年政令第 三百二十六号）の施行に関する事務</p>		<p>医療法施行令第五条の三第二項の規定に基づき、基準病床数（新型コロナウイルス感染症専用医療施設に係るものに限る。）の算定について厚生労働大臣に協議すること。</p>
--	--	--

別表第四産業労働部の表多様な働き方推進課の項を次のように改める。

<p>課 一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の施行に関する事務</p>		<p>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第四条第四項の規定に基づき、男女雇用機会均等対策基本方針に關して厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
<p>多 二 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二百二十七条第一項の規定に基づき、労働者協同組合（以下この項において「組合」という。）に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>2 法第二百二十七条第二項の規定に基づき、組合に対し、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずること。</p> <p>3 法第二百二十七条第三項の規定に基づき、組合に対し、解散を</p>

命ずること。

別表第四農林部の表畜産安全課の項に次の一号を加える。

<p>十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第十五条第一項の規定に基づき、工事の施工の停止を命じ、又は認定畜舎等の除却、改築、増築、使用の禁止、使用の制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>2 法第十五条第二項の規定に基づき、認定畜舎等の利用の方法の改善、使用の禁止、使用の制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>3 法第十五条第三項の規定に基づき、認定畜舎等の用途の変更、使用の禁止、使用の制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>4 法第十五条第四項の規定に基づき、失効畜舎等の使用を停止し、又は保安上の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>5 法第十五条第五項前段の規定に基づき、必要な措置を自ら行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>6 法第十六条第二項の規定に基づき、畜舎建築利用計画の認定を取り消すこと。</p> <p>7 法第十八条第一項の規定に基づき、認定畜舎等の使用の禁止、使用の制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置をとることを命ずること。</p>
---	--	---

別表第四県土整備部の表用地課の項に次の一号を加える。

<p>七 鉄道事業法(昭 和六十一年法律 第九十二号)の 施行に関する事 務</p>		<p>鉄道事業法第二十二條第五項(同 法第二十二條の二第三項において準 用する場合を含む。)の規定に基づ き、損失の補償について裁定するこ と。</p>
--	--	--

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号知事決裁事項の欄3中「第十四条
第一項及び第三項」を「第十四条第二項及び第四項」に改める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項に次の三号を加える。

<p>九 景観法(平成 十六年法律第百 十号。以下この 項において「法 」という。)及び 埼玉県景観条例 (平成十九年埼 玉県条例第二十 六号。以下この 項において「条 例」という。)の 施行に関する事 務</p>	<p>1 法第八條第一項 の規定に基づき、 景観計画を定める こと。 2 法第十九條第一 項の規定に基づき、 良好な景観の形成 に重要な建造物を 景観重要建造物と して指定すること。 3 法第二十七條第 一項及び第二項の 規定に基づき、景 観重要建造物の指 定を解除すること。 4 法第二十八條第 一項の規定に基づ き、良好な景観の 形成に重要な樹木 を景観重要樹木と して指定すること。 5 法第三十五條第 一項及び第二項の 規定に基づき、景 観重要樹木の指定</p>	<p>1 法第十五條第一項の規定に基づ き、協議会を組織し、必要な場合 に協議会に関係行政機関等を加え ること。 2 法第二十二條の規定に基づき、 景観重要建造物の増築等の現状変 更の許可等を行うこと。 3 法第二十三條第一項(法第三十 二條第一項において準用する場合 を含む。)の規定に基づき、法第 二十二條第一項の規定に違反した 者若しくは同条第三項の許可の条 件に違反した者又はこれらの者か ら景観重要建造物の権利を承継し た者に対し、原状回復又はこれに 代わるべき必要な措置を命ずるこ と。 4 法第二十三條第二項(法第三十 二條第一項において準用する場合 を含む。)の規定に基づき、原状 回復等を自ら行い、又は命じた者 若しくは委任した者に行わせるこ と。 5 法第二十四條第一項(法第三十 二條第二項において準用する場合</p>
---	---	--

<p>を解除すること。</p> <p>6 法第七十四条第四項の規定に基づき、市町村が準景観地区を指定しようとするところについて協議を受け、又は町村が準景観地区を指定しようとするところについて同意すること。</p> <p>7 条例第十九条第二項の規定に基づき、公共事業景観形成指針を定めること。</p>	<p>を含む。)の規定に基づき、景観重要建造物の所有者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。</p> <p>6 法第二十六条の規定に基づき、景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善等を命じ、又は勧告すること。</p> <p>7 法第三十一条第一項の規定に基づき、景観重要樹木の伐採又は移植の許可をすること。</p> <p>8 法第三十四条の規定に基づき、景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善等を命じ、又は勧告すること。</p> <p>9 法第三十六条第一項の規定に基づき、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と管理協定を締結し、管理を行うこと。</p> <p>10 法第三十八条(法第四十条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第三十六条第三項の申請による管理協定を認可すること。</p> <p>11 法第八十三条第一項(法第八十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第九十条第二項の規定に基づき、景観協定を認可すること。</p> <p>12 法第八十三条第二項(法第八十四条第二項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長から協議を受けること。</p>
--	--

<p>十一 埼玉県屋外 広告物条例（以 下この項におい</p>	<p>十 屋外広告物法 （昭和二十四年 法律第百八十九 号）の施行に関 する事務</p>	
<p>条例第六条第二項 ただし書の規定に基 づき、活力ある町並</p>		
<p>1 条例第四条第一号、第二号、第 八号、第九号、第十一号、第十二 号及び第十五号、第五条第五号並</p>	<p>屋外広告物法第二十八条後段の規 定に基づき、条例の制定又は改廃に 関する事務の全部又は一部を処理す ることとなる市町村の長に協議する こと。</p>	<p>13 法第八十八条第一項の規定に基 づき、景観協定の廃止を認可する こと。</p> <p>14 法第九十二条第一項の規定に基 づき、一般社団法人若しくは一般 財団法人又は特定非営利活動法人 を、その申請により景観整備機構 として指定すること。</p> <p>15 法第九十五条第二項の規定に基 づき、景観整備機構に対し、その 業務の運営の改善に関し必要な措 置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>16 法第九十五条第三項の規定に基 づき、景観整備機構としての指定 を取り消すこと。</p> <p>17 法第九十八条第二項の規定に基 づき、市町村が景観行政団体とし て事務処理することについて、市 町村長から協議を受けること。</p> <p>18 条例第十八条第三項の規定に基 づき、同条第一項に該当する協定 を景観形成協定として認定するこ と。</p> <p>19 条例第十八条第八項の規定に基 づき、景観形成協定の認定を取り 消すこと。</p>

<p>て「条例」とい う。)の施行に 関する事務</p>	<p>みを維持する上で広 告物が特に重要な役 割を果たしている と認められる区域を 活用地区として指定 し、当該広告物活用 地区の状況に応じた 基準を定めること。</p>	<p>びに第五条の二の規定に基づき、 区域、区間及び物件を指定するこ と。 2 条例第七条第二項第三号の規定 に基づき、行事を指定すること。 3 条例第十三条の二の規定に基づ き、国又は地方公共団体が、公共 的目的をもつて表示する広告物又 はこれを掲出する物件を表示し、 又は設置することについて当該国 又は地方公共団体と協議すること。 4 条例第十三条の三第一項及び第 二項の規定に基づき、良好な景観 を形成するため広告物及び掲出物 件の整備を図ることが特に必要で あると認められる区域を景観形成型広 告物整備地区として指定し、景観 形成型広告物整備基本方針を定め ること。 5 条例第十三条の四第二項の規定 に基づき、広告物協定が良好な景 観の整備に資すると認められる区域を 広告物協定地区として指定するこ と。 6 条例第二十五条の四第一項の規 定に基づき、屋外広告業の登録を 取り消し、又はその営業の停止を 命ずること。</p>
--------------------------------------	---	--

別表第四都市整備部の表田園都市づくり課の項を削り、同表建築安全課の項中第
六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、
第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>十三 長期優良住 宅の普及の促進 に関する法律(平</p>		<p>長期優良住宅の普及の促進に関す る法律第十八条第一項の規定に基づ き、住宅の容積率の特例に係る許可</p>
--	--	--

成二十年法律第
八十七号)の施
行に関する事務

をすること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄8中「第五十七条第一項」を「第五十七条第一項後段(法第六十六条において準用する場合を含む。)」に改め、「権利変換計画」の下に「の策定又は変更」を加え、同欄9中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同欄25中「第四百四十一条第一項」を「第四百四十一条第一項後段(法第四百四十五条において準用する場合を含む。)」に改め、「分配金取得計画」の下に「の策定又は変更」を加え、同欄に次のように加える。

34 法第六十八条第一項の規定に基づき、敷地分割組合の設立について認可すること。

35 法第八十三条第一項の規定に基づき、定款又は事業計画の変更について認可すること。

36 法第八十六条第四項の規定に基づき、敷地分割組合の解散について認可すること。

37 法第九十条第一項後段(法第九十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、敷地権利変換計画の策定又は変更について認可すること。

38 法第二百十三条第一項の規定に基づき、敷地分割組合に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすること。

39 法第二百十三条第二項の規定に基づき、敷地分割組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずること。

40 法第二百十四条第一項及び第二項の規定に基づき、敷地分割組合の事業又は会計の状況を検査すること。

41 法第二百十四条第三項の規定に基づき、敷地分割組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずること。

42 法第二百十四条第四項の規定に基づき、設立の認可を取り消すこと。

43 法第二百十四条第五項の規定に基づき、総会又は総代会を招集すること。

44 法第二百十四条第六項の規定に基づき、理事若しくは監事の解任又は総代の解任を投票に付すこと。

45 法第二百十四条第七項の規定に基づき、議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すこと。

別表第四都市整備部の表住宅課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 マンションの

法第三条の二第一

1

法第五条の二第二項の規定に基

<p>管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号。以下この項において「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の施行に関する事務</p>	<p>項の規定に基づき、マンション管理適正化推進計画を作成すること。</p>	<p>づき、管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管理を行うよう勧告すること。</p> <p>2 法第五条の九の規定に基づき、認定管理者等に対し、改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>3 法第五条の十第一項の規定に基づき、管理計画の認定を取り消すこと。</p> <p>4 法第五条の十三第一項の規定に基づき、指定認定事務支援法人を指定すること。</p> <p>5 法第百四条の二第二項の規定に基づき、マンション管理適正化推進行政事務の処理について、町村の長から協議を受けること。</p> <p>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令第四条の規定に基づき、指定認定事務支援法人の指定を取り消すこと。</p>
---	--	---

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第四保健医療部の表生活衛生課の項の改正規定 令和四年五月一日
- 二 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号の改正規定 令和四年六月一日
- 三 別表第四産業労働部の表多様な働き方推進課の項の改正規定 令和四年十月一日

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十九号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第六十四条第二項」を「第七十条第二項」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同表環境管理事務所長の項第一号事務の種類の欄中「及び大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号。以下この項において「施行規則」という。）」を削り、同号委任事務の欄32から35までを削り、同号専決事項の欄中20を21とし、13から19までを14から20までとし、12の次に次のように加える。

13 法第十八条の十五第六項の規定に基づき、同条第一項又は第四項の規定による調査の結果の報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二号事務の種類の欄中「及び水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）」を削り、同号委任事務の欄16を削り、同項第十五号事務の種類の欄中「及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）」を削り、同号委任事務の欄9を削り、同表秩父環境管理事務所長の項事務の種類の欄中「及び自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）」を削り、同項委任事務の欄8を削り、同表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中35を37とし、21から34までを23から36までとし、20の次に次のように加える。

21 法第五十五条の八第一項の規定に基づき、被保護者健康管理支援事業を実施すること。

22 法第五十五条の八第二項の規定に基づき、市町村長等に対し、健康増進事業の実施に関する情報等の提供を求めること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第六号委任事務の欄5中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改め、同欄6中「附則第七条第六項」を「附

則第八条第六項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同欄9中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同欄10中「附則第七条第七項」を「附則第八条第七項」に、「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同号専決事項の欄2中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同表保健所長の項第十号委任事務の欄14から17までを削り、同号専決事項の欄4中「若しくはふぐ提供施設」を削り、同項第二十九号委任事務の欄3中「第五十六条第八項」を「第五十六条第四項」に改め、同欄4中「第五十六条第九項」を「第五十六条第五項」に改め、同表家畜保健衛生所長の項第三号専決事項の欄1中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄26中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、同欄27中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に改め、同欄28中「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改め、同欄29中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に改め、同欄30中「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同欄35中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同欄36中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同欄37中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の十六第一項」に改め、同欄38中「第四十七条の六第三項」を「第四十七条の十六第三項」に改め、同欄39中「第四十七条の六第四項」を「第四十七条の十六第四項」に改め、同欄40中「第四十七条の六第五項」を「第四十七条の十六第五項」に改め、同欄41中「第四十七条の七第二項」を「第四十七条の十七第二項」に改め、同欄42中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同欄43中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同欄80中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同欄81中「第四十八条の四十六第二項」を「第四十八条の六十第二項」に改め、同欄82中「第四十八条の四十六第三項」を「第四十八条の六十第三項」に改め、同欄83中「第四十八条の四十六第四項」を「第四十八条の六十第四項」に改め、同欄84中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同欄85中「第四十八条の四十八第二項」を「第四十八条の六十二第二項」に改め、同欄86中「第四十八条の四十八第三項」を「第四十八条の六十二第三項」に改め、同欄87中「第四十八条の四十八第四項」を「第四十八条の六十二第四項」に改め、同欄88中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改め、同項第二十三

号委任事務の欄中18を19とし、10から17までを11から18までとし、9の次に次のように加える。

10 条例第十四条の二第四項の規定に基づき、点検の結果の報告を受理すること。別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第一号委任事務の欄27中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同項第九号委任事務の欄に次のように加える。

4 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽の設置に関する計画について、市町村からの協議を受け、同意すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十五号委任事務の欄1中「第三項」を「第五項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「の長」を削る。

第七条の二第二号中「又は」を「、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に收容されている場合又は」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

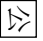
埼玉県規則第六十一号


埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

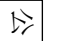
埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の六中「第一百五十八条の二第一項」の下に「（同項第一号の地方税に係る基準に限る。）」を加える。


第四十四条の表〔二十七号〕中「第五十三条第六十項」を「第五十三条第六十二項」に改め、同表〔二十七の二号〕中「第五十三条第六十一項」を「第五十三条第六十三項」に改め、同表〔二十八の七号〕中「第五十三条第六十八項」を「第五十三条第七十項」に改め、同表〔二十八の七号〕中「第五十三条第七十四項」を「第五十三条第七十六項」に改め、同表〔二十八の八号〕中「第五十三条第七十項」を「第五十三条第七十二項」に改め、同表〔二十八の九号〕中「第五十三条第七十三項」を「第五十三条第七十五項」に改める。

別記様式第十四号（一の二）中「」を削る。

別記様式第十四号（二の二）中「」を削る。

別記様式第十四号（三の二）中「」を削る。

別記様式第二十七号中「第53条第59項」を「第53条第61項」に改める。

別記様式第二十七号の二中
「による届出
第59項による届出
第60項による通知」を
「第61項による届出
第62項による通知」
に改める。

別記様式第二十八号の七中「第53条第67項前段」を「第53条第69項前段」に改め、「第53条第74項」を「第53条第76項」に改める。

別記様式第二十八号の九中「第53条第72項」を「第53条第74項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別記様式第十四号（一の二）、別記様式第十四号（二の二）及び別記様式第十四号（三の二）の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織		職					区 分
議会事務局	知事部局	事務局長	一種	本庁副部長 知事室長 統括参事（人事委員会が定めるものに限る。） 税務局長 雇用労働局長 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 参与（人事委員会が定めるものに限る。） 東京事務所長 総合リハビリテーションセンター長 精神保健福祉センター長	二種	本庁副部長 参事 参与 報道長	二種
		副事務局長	二種				
		参事	二種				
		課長	三種				
		図書室長	三種				
		副課長	四種				

統括参事
政策・財務局長
行政・デジタル改革局長
地域経営局長
人財政策局長
行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。）
契約局長
県民スポーツ文化局長
県民共生局長
環境未来局長
地域包括ケア局長
少子化対策局長
医療政策局長
健康政策局長
食品衛生安全局長
地域振興センター所長
県税事務所長（さいたま、川口）
パスポートセンター所長
環境管理事務所長（西部）
環境科学国際センター長
環境科学国際センター研究所長
医療経営管理幹
総合リハビリテーションセンター副センター長
総合リハビリテーションセンター病院長
保健所長（朝霞、狭山）
衛生研究所長
食肉衛生検査センター所長
産業技術総合センター副センター長
農林振興センター所長（さいたま、川越、東松山、秩父、大里、加須、春日部）
農業技術研究センター所長
農業大学校長

<p>県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷）</p> <p>総合技術センター所長</p>	<p>本庁課（所）長</p> <p>広報戦略幹</p> <p>副報道長</p> <p>統括参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>政策幹</p> <p>デジタル政策幹</p> <p>行政監察幹</p> <p>技術評価幹</p> <p>共生推進幹</p> <p>危機対策幹</p> <p>児童虐待対策幹</p> <p>医療政策幹</p> <p>ワクチン対策幹</p> <p>感染症対策幹</p> <p>次世代産業幹</p> <p>経済対策幹</p> <p>主席協同組合検査員</p> <p>全国植樹祭推進幹</p> <p>産業基盤対策幹</p> <p>副参事</p> <p>東京事務所副所長</p> <p>地域振興センター副所長（南西部、東部、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父）</p> <p>地域振興センター地域防災幹</p> <p>川越比企地域振興センター東松山事務所長</p> <p>北部地域振興センター本庄事務所長</p> <p>県税事務所長</p> <p>自動車税事務所長</p> <p>自動車税事務所支所長（大宮）</p>
<p>三種</p>	

県営競技事務所長
婦人相談センター所長
男女共同参画推進センター所長
消費生活支援センター所長
消防学校長
防災航空センター所長
環境管理事務所長
環境科学国際センター事務局長
環境科学国際センター室長
環境整備センター所長
福祉事務所長
発達障害総合支援センター所長
総合リハビリテーションセンター事務局長
総合リハビリテーションセンター福祉局長
精神保健福祉センター副センター長
児童相談所長
埼玉学園長
保健所長
衛生研究所副所長
高等看護学院長
動物指導センター所長
食肉衛生検査センター北部支所長
計量検定所長
産業技術総合センター室長
産業技術総合センター北部研究所長
高等技術専門校長
職業能力開発センター所長
農林振興センター所長
農林振興センター副所長
農業技術研究センター副所長
病虫害防除所長
家畜保健衛生所長
秩父高原牧場長
花と緑の振興センター所長

<p>茶業研究所長 水産研究所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹 総合技術センター主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 鉄道高架建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター所長 営繕・公園事務所長</p>	
<p>本庁副課(所)長 知事室長付副室長 調整幹 企画幹 主席県民相談員 地域エネルギー企画幹 家畜衛生幹 出納審査幹 地域振興センター副所長 地域振興センター地域調整幹 県税事務所副所長 自動車税事務所副所長 自動車税事務所支所長 県営競技事務所副所長 パスポートセンター副所長 パスポートセンター支所長 婦人相談センター副所長 男女共同参画推進センター副所長</p>	<p>四種</p>

消費生活支援センター支所長
消防学校副校長
消防学校主席講師
環境管理事務所副所長
環境科学国際センター副室長
環境整備センター副所長
福祉事務所副所長
総合リハビリテーションセンター部長
総合リハビリテーションセンター医療局医
療安全管理幹
精神保健福祉センター管理業務部長
精神保健福祉センター精神保健福祉部長
児童相談所副所長
埼玉学園副園長
保健所副所長
衛生研究所地域保健企画室長
衛生研究所精度管理室長
衛生研究所感染症検査室長
衛生研究所食品微生物検査室長
衛生研究所化学検査室長
動物指導センター南支所長
食肉衛生検査センター副所長
産業技術総合センター副室長
産業技術総合センター北部研究所副所長
高等技術専門校副校長
職業能力開発センター副所長
農林振興センター部長
農業技術研究センター室長
農業技術研究センター部長
病害虫防除所副所長
家畜保健衛生所副所長
農業大学校副校長
花と緑の振興センター副所長
茶業研究所副所長

	<p>水産研究所副所長 寄居林業事務所副所長 寄居林業事務所森林研究室長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター副主席工事検査員 総合治水事務所副所長 八潮新都市建設事務所副所長 大宮公園事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕・公園事務所副所長</p>	五種
教育委員会事務局	<p>副教育長 本局部長 参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	一種
	<p>本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 図書館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館長 近代美術館長</p>	二種
	<p>本局課長 副参事 学校管理幹 学校評価幹 教育指導幹 地域教育幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター総合企画長</p>	三種

<p>総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館長 図書館副館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長</p>	<p>本局副課長 総務幹 報道幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 図書館副館長 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長 大宮中央高等学校事務局長</p>
<p>四種</p>	<p>五種</p>

<p>宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川)</p>	
<p>主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。） 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 照会センター所長 留置センター所長 監査室長 装備技術センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 地域安全対策推進室長 児童虐待対策室長 少年サポートセンター所長 地域指導室長 刑事指導室長 捜査支援・通訳センター所長 検視調査室長 特殊詐欺捜査室長 法医鑑定室長 暴力団排除対策室長 交通指導室長</p>	<p>四種</p>

収入委員会事務局	労働委員会事務局				人事委員会事務局				監査事務局				交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 交通管制センター所長 航空隊長 外事対策室長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長							
	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長	主席監査員		課長	副事務局長	事務局長	術科教養部長	副隊長	次席	
	三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	一種		三種	一種	一種	一種	一種	一種	五種

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

規 則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五四

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六）の一部を次のように改正する。

別表精神保健福祉センターの項を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五五

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二二）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中表の部分を次のように改める。

別表第一 級別職務分類表（第三条関係）

イ 行政職給料表級別職務分類表

	組織	職務の級	職
	知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	二級	専門員
		三級	協同組合検査員 講師 地域機関の課長 主任職業訓練指導員 助教授 工事検査員 監査員 主任専門員
		四級	困難な業務を分掌する協同組合検査員 困難な業務を分掌する講師 困難な業務を分掌する地域機関の課長 困難な業務を分掌する主任職業訓練指導員 困難な業務を分掌する助教授 困難な業務を分掌する工事検査員 困難な業務を分掌する監査員
		五級	主任協同組合検査員 主任講師 科長 地域機関の部長（総合リハビリテーション）

	<p>センター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長を除く。） 次長 職業訓練主幹 教務主幹 教授 施工監理主幹 主任工事検査員 主任監査員 収用委員会事務局副事務局長</p>
<p>六級</p>	<p>本庁の副所長 調整幹 副室長 企画幹 主席県民相談員 地域エネルギー企画幹 家畜衛生幹 出納審査幹 地域調整幹 支所長（自動車税事務所大宮支所の支所長を除く。） 副校（園）長 主席講師 地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長に限る。） 地域機関の総務部長 農業革新支援部長 副主席工事検査員 副書記長 主席監査員 困難な業務を分掌する主任協同組合検査員</p>

	<p>困難な業務を分掌する主任講師</p> <p>困難な業務を分掌する科長</p> <p>困難な業務を分掌する地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長を除く。）</p> <p>困難な業務を分掌する次長</p> <p>困難な業務を分掌する職業訓練主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教務主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教授</p> <p>困難な業務を分掌する施工監理主幹</p> <p>困難な業務を分掌する主任工事検査員</p> <p>困難な業務を分掌する主任監査員</p> <p>困難な業務を分掌する収用委員会事務局副 事務局長</p>
七級	<p>本庁の所長</p> <p>広報戦略幹</p> <p>副報道長</p> <p>統括参事</p> <p>政策幹</p> <p>デジタル政策幹</p> <p>行政監察幹</p> <p>技術評価幹</p> <p>共生推進幹</p> <p>危機対策幹</p> <p>児童虐待対策幹</p> <p>医療政策幹</p> <p>ワクチン対策幹</p> <p>次世代産業幹</p> <p>経済対策幹</p> <p>主席協同組合検査員</p> <p>全国植樹祭推進幹</p> <p>産業基盤対策幹</p> <p>副参事</p>

	<p>地域防災幹 東松山事務所長 本庄事務所長 支所長（自動車税事務所大宮支所の支所長に限る。） 地域機関の事務局長 地域機関の室長 地域機関の局長 副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。） 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 議会事務局室長 書記長 監査事務局副事務局長 人事委員会事務局副事務局長 労働委員会事務局副事務局長 収用委員会事務局長</p>
八級	<p>報道長 困難な業務を所掌する統括参事 政策・財務局長 行政・デジタル改革局長 地域経営局長 人財政策局長 困難な業務を所掌する行政監察幹 契約局長 県民スポーツ文化局長 県民共生局長 環境未来局長 地域包括ケア局長 少子化対策局長 医療政策局長 健康政策局長</p>

			教育委員会			
三級	二級	一級	十級	九級		
指導主事 管理主事	専門員 相当高度の知識又は経験が必要とする司書 相当高度の知識又は経験を必要とする学芸員 学校保健技師 社会教育主事補	司書 学芸員	知事室長 極めて困難な業務を所掌する統括参事 会計管理者 極めて重要な業務を所掌する参事 極めて重要な業務を所掌する参与 議会事務局長	税務局長 雇用労働局長 特に重要な業務を所掌する参事 特に重要な業務を所掌する参与 東京事務所長 特に困難な業務を所掌する書記長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長	食品衛生安全局長 参事 参与 副センター長（産業技術総合センターの副センター長に限る。） 議会事務局副事務局長 困難な業務を所掌する書記長	

	<p>社会教育主事 主任司書 主任学芸員 所員 県立学校の課長 事務長 高度の知識又は経験が必要とする社会教育 主事補 高度の知識又は経験を必要とする学校保健 技師 高度の知識又は経験を必要とする司書 高度の知識又は経験を必要とする学芸員 主任専門員</p>	<p>四級</p>	<p>五級</p>	<p>六級</p>
<p>主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長</p>	<p>困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 困難な業務を分掌する主任司書 困難な業務を分掌する主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 困難な業務を分掌する県立学校の課長 困難な業務を分掌する事務長</p>	<p>総務幹 報道幹 調整幹 室長</p>		

十級	九級	八級		七級	<p>教育主幹</p> <p>主席司書主幹</p> <p>主席学芸主幹</p> <p>副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。）</p> <p>困難な業務を分掌する主任管理主事</p> <p>困難な業務を分掌する主任指導主事</p> <p>困難な業務を分掌する主任社会教育主事</p> <p>困難な業務を分掌する司書主幹</p> <p>困難な業務を分掌する学芸主幹</p> <p>困難な業務を分掌する事務局次長</p> <p>困難な業務を分掌する事務部長</p> <p>困難な業務を分掌する事務室長</p>
		参事	<p>極めて重要な業務を所掌する参事</p>		<p>学校管理幹</p> <p>学校評価幹</p> <p>教育指導幹</p> <p>地域教育幹</p> <p>管理主幹</p> <p>主席指導主事</p> <p>主席社会教育主事</p> <p>副参事</p> <p>主席管理主事</p> <p>支所長</p> <p>総合企画長</p> <p>企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。）</p> <p>副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長に限る。）</p> <p>県立学校の事務局長</p>

警察本部

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
<p>警察主事 警察技師</p>	<p>高度の知識又は経験を必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師</p>	<p>専門員 係長</p>	<p>相当困難な業務を分掌する専門員 困難な業務を分掌する係長</p>	<p>課（室、隊、校）長補佐 補佐官 困難な業務を分掌する専門員 警察署の課長 警察署の課長代理</p>	<p>調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長 特に困難な業務を分掌する専門員</p>	<p>主席師範 管理官 総括調査官 主席調査官 主席指導官 主席専門官 附置機関の長</p>	<p>財務局長 参事 理事官</p>

附 則

九 級

特に重要な業務を所掌する参事

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五六

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一保健医療部の項の次に次のように加える。

保健医療政策課	
医師（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二條第一項各号に規定する団体をいう。以下この表において同じ。）に派遣される者に限る。）	二・五
作業療法士（公益的法人等に派遣される者に限る。）	二

別表第一障害者支援課の項中「（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二條第一項各号に規定する団体をいう。以下この表において同じ。）」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一保健医療政策課の項及び同表障害者支援課の項の規定は、令和三年四月一日から適用する。

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五七

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「障害者総合支援法第五条第十二項に規定する自立訓練及び同条第八項に規定する短期入所を行う自立訓練施設又は」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―二三八

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中

「契約局長

県民共生局長」

を 県民スポーツ

「契約局長

県民共生局長」

「地域包括ケ

「地域包括ケア局長

医療政策局

文化局長 に改め、「スポーツ局長」を削り、食品安全局長

を 健康政策局

雇用労働局長」

食品衛生安

雇用労働局

ア局長

「技術評価幹

共生推進幹

長

「技術評価幹

危機対策幹

長 に改め、

危機対策幹

を地域エネルギー企画幹

に改め、

「家畜衛生幹

全局長

児童虐待対策幹

児童虐待対策幹

副参事」

長」

感染症対策幹」

医療政策幹

ワクチン対策幹

感染症対策幹」

「家畜衛生幹

を 全国植樹祭推進幹

に改め、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「副課長

産業基盤対策幹

副参事」

（労働関係に関する事務、秘書事務又は教育政策の企画を所掌するものに限る。）」「副課長（労働関係に関する事務、秘書事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）」「に改め、「主幹（労働関係に関する事務、秘書事務又は教育政策の企画を所掌するものに限る。）」を「主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）」に改め、「総務課の主査（労働

関係に関する事務、秘書事務又は法規審査に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）を「総務課の主査（労働関係に関する事務、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）」に改め、「教職員課の主査、主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）を「教職員課の主査、主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一三九

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一

二―九九）の一部を次のように改正する。

別表職の欄中「主幹」の次に「又は主査」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第五号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「契約局長」の下に「、県民スポーツ文化局長」を加え、「、スポーツ局長」を削り、「食品安全局長」を「健康政策局長、医療政策局長、食品衛生安全局長」に改め、「行政監察幹」の下に「、地域エネルギー企画幹、医療政策幹、ワクチン対策幹」を、「経済対策幹」の下に「、産業基盤対策幹」を加え、同項第六号中「行政監察幹」の下に「、医療政策幹、ワクチン対策幹」を、「経済対策幹」の下に「、産業基盤対策幹」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第6号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中

人権推進課

人推

」を

「人権・男女共同参画課

人男女

」に改め、同表オリンピック・

パラリンピック課の項、男女共同参画課の項及び田園都市づくり課の項を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。